

## 中小企業等支援政策の総括

現在は「**中小企業向けお得情報**」シリーズをお伝えし、先には「**中小企業向け補助金等のお役立ち情報のご紹介です。**」シリーズをお伝えしました。しかしながら、皆さまの心に届くまでには至っていなかった、という反省のもと、情報を整理したいと思います。

中小企業、商店街等(まとめて「中小企業等」とします。)に対して補助金支給、低利融資、事業助成等があることを、応募先のサイトを付けて情報発信してきました。

この情報は、認定支援機関に係るかどうかで、大きく2つに分かれます。

### ① 認定支援機関に係る

中小企業円滑化法が平成 25 年 3 月末で期限切れを向かえたことに対応するための緊急かつ一時的なもの。

### ② 認定支援機関に係らない

一時的ではない、通常のもの。

**このブログで焦点を当てたいのは、当然ながら①です。**

中小企業円滑化法は、モラトリアム法とも呼ばれましたが、借入金の返済を猶予できるようにする法律です。これによって、リスク(リスクジュール、返済計画の見直し)が可能になりました。当時の亀井金融担当大臣によって、きわめて政治的に法制化されました。

中小企業円滑化法が期限切れを向かえたことによって、“中小企業等の倒産が増えた”という事態を回避するために、**中小企業経営力強化支援法**を整備して、中小企業等の経営強化に乗り出したのです。そこで支援の中心的な役割を担うのが、認定支援機関です。

**認定支援機関**とは、中小企業等の経営改善のために当該企業を一体となって取り組む税理士、公認会計士等とご理解ください。

中小企業円滑化法の下、リスクを受けた中小企業等の中には、自分では何ら努力をしていない、あるいは努力が報われていない者が含まれているのです。そのような状態で中小企業円滑化法がなくなれば、「梯子を外される」のと同じことになります。金融機関の姿勢が元の厳しい状態に戻るわけですから。

こういう一連の悪影響を避けるために、国は、中小企業円滑化法がなくなったからと言って急に厳しい態度に戻らないように金融機関に要請していますし、中小企業経営力強化支援法を整備したのです。

つまりは、自分で経営改善計画(再生計画)を立てられない中小企業等は、専門家と一緒に  
なって計画を作り、その実現を目指しなさい。そのための費用は、国が一定の範囲で面倒を  
見ますから、ということなのです。換言すれば、実質破綻の状態にありながら、なお、手をこま  
ねている経営者は、もう知りません、ということです。

認定支援機関の関与は、**経営改善計画**だけに留まりません。

新製品を開発したい、新しい事業をしたい、起業をしたい、商店街を活性化したい、まちづくり  
を考えたい、という時に、認定支援機関が係れば、国が一定の範囲で補助してくれます。

### まとめます。

認定支援機関に係るということは、中小企業円滑化法なき後の混乱を避けるためです。

経営改善計画支援事業だけで 400 億円の予算がついています。すべての施策を合せれば、  
莫大な予算額になります。それもひとえに、混乱回避のためです。

来年度、もし中小企業等の倒産が増えたとしても、もはや「中小企業円滑化のせいでない。」  
となります。

予算がつくのは、今年度(平成 25 年度)限りです。

だからこそ、絶好のチャンスなのです。いや、ラストチャンスなのです。

### 相談は、顧問の税理士さんにされるのがベストだと思います。

会社の状況を一番良くわかっているはずですから。

しかしながら、不幸にも顧問税理士さんが認定支援機関として登録してない、相談相手が  
いないという状況にあるのでしたら、私に相談していただいても結構です。

### 本当にラストチャンスです。

(注)平成 26 年 4 月からの消費税率引き上げに伴う「経済対策 5 兆円」の中に、何らかの中小企  
業等対策が入る可能性はあります。

### 《ブログ関連記事》

[中小企業支援！現場を重視する認定支援機関です。](#)

[経営革新等支援機関に認定されました。](#)

[中小企業等金融円滑化法期限到来後、どうすればよいのでしょうか？](#)